

～『人権尊重都市宣言』制定記念～

草加市議会の議決を得て令和2年6月18日に「草加市人権尊重都市宣言」を制定しました。

『草加市人権尊重都市宣言』

人は生まれながらにして自由で平等な存在として尊重され、誰もが幸せに生きるために、人類普遍の原理である基本的人権を持っています。

この基本的人権は日本国憲法で保障され、多様な人権を擁護するため「世界人権宣言」の採択をはじめとした、不断の取組が続けられてきました。

しかし、今もなお、障がい者や外国人への差別、部落差別などをはじめ、様々な人権問題が存在し、多くの人々が悩み、苦しんでいます。

私たち草加市民は、差別の実態の解消に努め、人権尊重思想の普及啓発と教育の推進を誓い、ここに草加市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

1 私たちは、人がつくりあげた差別は、人の理性と良心によって必ずや解消できることを確信し、差別、偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざします。

1 私たちは、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざします。

《草加市 人権尊重都市宣言制定 の趣旨》

草加市では、「草加市人権施策推進基本方針」に基づき、人権共生社会の実現をめざし、人権施策を推進しています。平成28年には、差別の解消を目的とした3つの法律（略称：「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」）が施行されました。

しかし、今もなお、障がい者や外国人への差別、部落差別などをはじめ、様々な人権問題が存在していることから、全ての人々の多様性が尊重され、差別、偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざすため、人権尊重都市宣言を制定しました。

市長あいさつ

草加市長 浅井 昌志

多様性を認め合い、 人権共生社会の実現をめざして ～草加市人権尊重都市宣言の制定～



21世紀は、「人権の世紀」と言われております。この言葉には、20世紀の二度にわたる世界大戦の経験が無駄にせず、全ての人々の人権が尊重され幸せが実現する時代にしたいという全世界の人々の願いが込められています。

しかしながら、依然として様々な人権問題が存在し、近年では、インターネット上における誹謗中傷、差別的な書き込み、災害に起因する差別的行動の報道に心を痛めるとともに大変憂慮しております。

このような状況の中、時代や社会が変化しても、全ての人々の多様性が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざし、「草加市人権尊重都市宣言」を制定いたしました。ここに本市の人権に関する意志や方針を明確に表明し、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら人権施策に取り組んでまいります。

開催予告

人権尊重都市宣言制定記念講演会のお知らせ

「草加市人権尊重都市宣言」制定を記念して講演会の開催を予定しています。

申込方法等の詳細は、10月以降にお知らせします。しばらくお待ちください。

なお、新型コロナウイルス感染の影響により中止の可能性がありますことをご了承ください。

(予定)

開催日時：令和2年12月19日(土)

午後

会場：アコスホール

内容：人権啓発に関する講演

ひとくちメモ

『草加市人権尊重都市宣言』は、「世界人権宣言」、「日本国憲法」の基本理念に基づいています。

世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。

すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成っています。



日本国憲法

第三章(第十条から第四十条)に基本的人権の尊重について定められています。

第三章 国民の権利及び義務(抜粋)

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

《人権問題について》

草加市は、人権侵害のない社会の実現をめざし、人権施策に総合的に取り組んでいます。

女性の人権

今もなお、女性に対する差別や偏見、性別による固定的な役割分担意識などが見受けられ、職場での差別的処遇も多く、課題も残されています。また、セクハラ、配偶者等からの暴力は重大な人権侵害です。このような状況から、女性の人権を尊重していくことが求められています。

草加市では、男女共同参画社会の実現をめざして、「草加市男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を展開しています。

また、配偶者等からの暴力についての相談や男女共同参画についての情報発信の場として草加市文化会館内に男

女共同参画さわやかサロンを設置しています。

《男女共同参画週間》

毎年6月23日～6月29日(同週間の前後に、毎年パネル展を実施しています。)



子どもの人権

少子化や情報化の進展など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもを巡る問題も複雑、多様化しており、児童虐待などが深刻な問題となっています。情報通信技術の急速な発展に伴い、インターネットを通じて子どもが犯罪に巻き込まれたり、いじめにつながったりするなどの事態が生じています。

草加市は、『子どもも親もいきいき

子どもにやさしく 安心して子育てできるまち そうか』をめざし、「草加市子どもプラン」の策定や「草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例」等を制定し、総合的な対策を進めています。



障がいがある人の人権

障がいがある人を含むすべての人々にとって、安心して暮らせる社会の実現のためには、すべての人々が障がいのある人に対して十分に理解し、必要な配慮をしていくことが大切です。

草加市では、障がいのある人もない人も、年齢や性別に関わらず、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会をめざし、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくために、「ともに力をあわせて 自分たちのまちをつくる」ことを目標として、「草加市障がい者計画」、「草加市障がい福祉計画」、「草加市障がい児福祉計画」を策定して総合的な施

策を推進しています。

また、近年、次の法律も施行されています。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】略称：「障害者差別解消法」

障がいを理由とする差別を解消するための基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等について定めたもので、平成28年4月に施行されました。



高齢者の人権

急速な高齢化の進行に伴う要介護高齢者の増加や核家族化の進行により、高齢者への虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されており、様々な問題が生じています。

高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らせるよう地域全体で高齢者を支える体制の充実が重要です。

草加市では、「草加市高齢者プラ

ン」を策定し、総合的な施策を進めています。



同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程において形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が厳しい差別を受けてきた問題であり、わが国固有の人権問題です。同和地区（被差別部落）の出身ということなどを理由に、交際を避けたり、結婚をとりやめたりすることは差別であり、人権侵害に関わる重大な人権問題です。

近年でも、インターネット上で、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する事案などの差別行為が起っています。

草加市では、「草加市人権施策推進基本方針」を策定し、啓発に努めています。また、近年、法律も施行されています。

【部落差別の解消の推進に関する法律】略称：「部落差別解消推進法」

現在もなお部落差別が存在するという認識を示すとともに、部落差別のな

い社会を実現することを目的に、平成28年12月に施行されました。

《えせ同和行為》

同和問題の解決を阻む要因の一つにえせ同和行為があります。

差別解消運動のように見せかけて、同和問題を口実に「高額な図書の購入強要」などの不当な行為や要求をすることを「えせ同和行為」といいます。

相手が激しい口調で不当な要求をしてきても、断固として拒否することが大切です。相談は「みんなの人権110番」（電話0570-003-110）で受け付けています。



インターネットによる人権侵害

インターネット利用環境の普及により情報発信の匿名性を悪用して、インターネット掲示板への個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らないサイト等でのいじめなど、インターネット上での人権を侵害するような行為が問題となっています。

また、インターネットを通じた誘い出しにより、未成年者が性的被害や暴行を受けるなどの犯罪に巻き込まれる事例も発生しています。

インターネットの利用に当たっては、インターネット利用者一人一人が、他人の名誉をはじめとする人権に

配慮し、正しい理解を深めるとともに、ルールやマナーを守ることが大切です。

草加市では、越谷人権擁護委員協議会草加部会とともに、スマートフォンや携帯電話を使う際の注意点、相手の気持ちを考えた適切な利用方法等についての人権教室を要望のある市内小中学校で実施しています。



性的少数者の人権

LGBTは性的少数者を表す総称のひとつです。

個人の性のあり方は「身体の性別」、「性自認」（自分の性別をどのように認識しているか）、「性指向」（恋愛等の対象となる性別を指す）など個人にとって様々であり、多様です。

性的少数者の方々は、周囲から偏見の目で見られるなど、差別的扱いを受け苦しんでいる人々がいます。

多様性を受け入れるためには、相手を知ろうとする姿勢を持つこと、自分の思い込みに気づくことが大切です。

性的少数者の方のカップルに対して、2人の関係が婚姻と同等であると承認する制度であるパートナーシップ制度を導入する地方自治体が増えています。

草加市では、令和元年5月に「埼玉県内の性的少数者に関する取り組み推進とフレンドリーな草加市を目指す要

望書」が提出されました。また、令和元年草加市議会9月定例会において、「草加市におけるパートナーシップの公的認証および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願書」が採択されました。現在は、性的少数者に関して皆様に正しい事実を知っていただくことが重要であると考え、講座の開催やチラシの配布等の啓発を行っています。



外国人の人権

草加市の外国籍人口は、7,720人で、市の人口の約3%を占めています。（令和2年4月1日現在）外国人の方々は、地域で暮らしていく上で、国籍や文化等の違いからくる偏見や誤解などにより、賃貸住宅への入居が困難であったり、就職するときや職場で不利な扱いを受けるなど人権に関わる様々な問題に直面しています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が公然と行われたりする事案が発生しています。

草加市では、すべての人が地域で快適に暮らせる多文化共生のまちづくり

を進めるため、本庁舎西棟2階に「草加市国際相談コーナー」を設置し、外国籍市民の生活や学習全般の相談、支援を行っています。

【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律】略称:「ヘイトスピーチ解消法」

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進をすることを目的とする法律です。平成28年6月に施行されました。



北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮が拉致を認めてから約18年となりますが、拉致問題は未解決のままです。

平成18（2006）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務と定められました。また、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。北朝鮮による拉致は、重大な人権侵害問題です。

北朝鮮による拉致問題解決のためには、一人一人の声が大きな力となります。

す。

草加市では、昨年10月に北朝鮮による拉致被害者である蓮池薫氏を講師に『人権啓発講演会』を開催しました。蓮池氏は、「全ての拉致被害者の早期帰国の実現には、解決を望む皆さん一人一人の声を絶やさず北朝鮮に伝えていくことが大切です。」と講演を締めくくりました。



災害時における人権への配慮

平成23年の東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故により、避難された人々に対して風評に基づく心ない嫌がらせ等が広がり問題となりました。また、平成28年の熊本地震では、高年者や障がい者の方々が迷惑をかけないように、避難所に行かずに車中などで過ごし、エコノミー症候群を発症された方もいました。本年は、新型コロナウイルスの感染が広がり、感染症患者、医療従事者の方等への差別的取扱い等が問題となっています。緊急事態の時こそ、一人一人の立場や特性等に配慮した対応が求められます。

草加市では、災害時に不確かな情報に惑わされないよう、防災行政無線やあんしんメールに加え、ツイッターなどのSNSのほか、ケーブルテレビや電話を利用した配信を行うなど、あらゆる方に正確な情報をお届けできるよう取り組んでいます。また、避難所となる学校周辺の地域の皆様により組織された避難所運営委員会と連携を図り、様々な立場の方に配慮した避難所運営体制の構築に努めています。



様々な人権問題

これまでみてきた問題のほかにも、人権問題は数多くあります。

「HIV感染者・ハンセン病患者等の人権」、「犯罪被害者やその家族の人権」、「アイヌの人々の人権」、「刑を終えて出所した人の人権」、「路上生活者（ホームレス）の人権」など偏見による差別があります。また、個人情報の流出、漏えいや落書きなどによるプライバシーの侵害、近年では、パワーハラスメントなどのハラスメント（嫌がらせ、いじめ）の問題も多く発生しています。

人権は、社会の変化に伴い多様な広

がりを持つことから、新たな動きにも常に目を向けていく必要があります。

今後も「草加市人権尊重都市宣言」の趣旨を広く周知することに努め、時代や社会が変化しても全ての人々の多様性が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現をめざしていきます。

※ 人権啓発DVDの貸出も行っています。（問）人権共生課 電話：922-0825



人権に関する法務省問合せ一覧

《みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)》

差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。

○電話番号 0570-003-110

○受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

《子どもの人権110番》

学校で「いじめ」を受けて学校に行きたくない、親から虐待されている、でも先生や親には言えない…、誰に相談していいかわからない…。もしもそんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まずに、電話し

てください。

○電話番号 0120-007-110 (無料)

○受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

《女性の人権ホットライン》

夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど、どんなことでも相談してください。

○電話番号 0570-070-810

○受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

《外国人のための人権相談ダイヤル》 (Human Rights Counseling Dial)

日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話 (ナビダイヤル) を設置しています。

○電話番号 (Phone) 0570-090-911 (Navi Dial)

○受付時間 平日午前9時～午後5時

(Days and Hours Weekdays 9:00 through 17:00)

○対応言語 10か国

(Languages:English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali,Spanish,Indonesian,Thai)

人権相談

人権擁護委員による人権相談を行っています。相談は無料で、秘密厳守します。

●常設人権相談所：さいたま地方法務局越谷支局で常設しています。

月曜日～金曜日 (祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

電話：966-1321

●特設人権相談所：草加市内の公共施設で原則毎月第4水曜日に開設していますが、令和2年度は、法務局の通知により、開設を中止しています。

問合せ 人権共生課 電話：922-0825

《人権擁護委員》

法務大臣から委嘱された民間の方々です。人権相談を受けたり、人権教室の開催など人権の考えを広めたりする啓発活動が無報酬で行っています。市内には、8人が委嘱されています。

《人権擁護委員の日》

毎年6月1日。人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して定められました。この日の前後には、全国一斉特設人権相談所を開設します。

《人権週間》

12月4日から10日までの1週間

国際連合は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。日本では、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」とし、人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国各地で様々なキャンペーンが行われます。

《ミニ情報》

男女共同参画さわやかサロン

男女共同参画を積極的に推進していくための活動の拠点として、男女共同参画さわやかサロンを設置し、男女共同参画社会づくりに関する最新情報の発信、女性の生き方なんでも相談への対応を行っています。

お立ち寄りください。



★ 場所：草加市文化会館2階

平日午前9時30分～午後5時

★ サロンの事業：男女共同参画に関する写真

展、作品展、講座の開催、

親子料理教室の実施、男女

共同参画関連図書の出

「男女共同参画コーナー」

中央公民館、川柳文化センター、勤労

福祉会館に「男女共同参画コーナー」と

して、ラックを設置しています。

こくさいそうだん 国際相談コーナー

市内に住む外国籍市民への生活支援 (市役所での手続き、入
学手続きなど) 及び市民の国際理解を深めることを目的として
国際相談コーナーを開設しています。(運営は、特定非営利活
動法人 Living in Japanが行っています。)

場所：市役所西棟2階

開設日時：月・水・金曜日

9時～17時

火・木曜日は予約制

電話：922-2970



平和事業

草加市は、いかなる戦争にも反対し、核兵器の廃絶を求め、昭和62年12月19日に「平和都市宣言」を制定しています。「平和都市宣言」の趣旨の普及として、市民団体の平和ネットワーク草加の皆さんと協働して様々な事業を行っています。

平和の日講演会

国際平和の日は、国際連合で定められた記念日であり、毎年9月21日とされています。毎年9月に平和に関連したテーマで講演会を開催しています。

令和2年9月12日 (土) 予定

平和施設見学

平和施設の見学を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを考えることを目的に毎年実施しています。

令和2年11月予定

平和パネル展・DVD上映会

戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、戦争のパネル展示を年間8会場程度、平和に関するDVD上映会を1回行っています。



※平和関連DVD、写真パネル等の貸出しも行っています。

(問)人権共生課 電話：922-0825

アオギリ

平成29年11月に「草加市平和都市宣言」三十周年を記念してそうか公園に、広島市で被爆したアオギリの二世樹を植樹しました。生育状況をホームページに掲載しています。



平和大使派遣事業

次世代を担う市内在住の中学生を広島に派遣し、被爆関連施設の見学等により、平和について改めて考え、平和に対する理解を深めるため、平成30年度から広島市への平和大使派遣を夏休みに実施しています。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止としました。

